

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700466号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800020号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額を80万円に訂正することが必要である。

平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月31日及び平成17年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月

② 平成17年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された給料支払明細書(16年12月分賞与及び17年12月分役員賞与)及びA社から提出された勘定科目内訳明細書(役員報酬手当等及び人件費の内訳書)により、請求者は、請求期間①及び②において、同社から80万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②に係る賞与の支払年月日については、上述の給料支払明細書に日付の記載はない上、総務担当者は、役員賞与は従業員の取扱いと異なり、決算後に現金で支払っていた旨陳述しており、ほかに確認できる資料等がないことから支払年月の末日とし、請求期間①は平成16年12月31日、請求期間②は平成17年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月31日及び平成17年12月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800007号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800021号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月12日の標準賞与額を12万円、平成22年12月10日の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成22年7月12日及び平成22年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月12日及び平成22年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年7月12日
② 平成22年12月10日

請求期間について、預金通帳により、A社から賞与の支払を受けていたことは確かである。しかし、当該賞与の記録がないので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された賞与支給明細書により、請求者は、A社から請求期間①は12万円、請求期間②は13万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月12日及び平成22年12月10日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800008号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800024号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における昭和54年7月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和54年7月及び同年8月の標準報酬月額については、9万2,000円から9万8,000円とする。

昭和54年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年7月及び同年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における昭和54年10月1日から昭和55年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和54年10月から昭和55年5月までの期間の標準報酬月額については、6万8,000円から10万4,000円とする。

昭和54年10月から昭和55年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年6月から昭和55年5月まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、請求期間の標準報酬月額は、昭和54年6月から同年9月までは9万2,000円、昭和54年10月から昭和55年5月までは6万8,000円と記録されている。

しかし、請求期間のうち昭和54年6月から同年8月までの期間については、通勤手当が含まれていない標準報酬月額となっており、請求期間のうち昭和54年9月から昭和55年4月までの期間についても、給与明細書に記載されてい

ないガソリンチケットが支給されていた。また、給与額は下がっていないにもかかわらず、昭和 54 年 9 月に 9 万 2,000 円であった標準報酬月額が、昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 5 月までの期間は 6 万 8,000 円となっている。給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額について、年金額に反映する記録に訂正してほしい。また、年金額に反映する記録にならなくても、事実在即した記録になるのであれば訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する昭和 54 年 6 月から同年 8 月までの給与明細書、昭和 54 年 9 月から昭和 55 年 6 月までの給与支払明細書、昭和 54 年分及び昭和 55 年分の給与所得の源泉徴収票（以下、併せて「給与明細書等」という。）によれば、昭和 54 年 6 月から同年 8 月までの期間、昭和 55 年 5 月及び同年 6 月については、通勤手当が支払われていたことが確認できるものの、昭和 54 年 9 月から昭和 55 年 4 月までは通勤手当の記載がない上、請求者の主張するガソリンチケットの支給について、請求者及び B 社は、確認できる資料を保管していないと回答又は陳述しているところ、請求期間のうち昭和 54 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、給与明細書等により確認できる通勤手当を含めた報酬月額（昭和 54 年 7 月は 10 万 2,150 円、昭和 54 年 8 月は 10 万 8,200 円）に見合う標準報酬月額（昭和 54 年 7 月は 10 万 4,000 円、昭和 54 年 8 月は 11 万円）がオンライン記録の標準報酬月額（9 万 2,000 円）を超えており、当該報酬月額に見合う標準報酬月額より低額の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち昭和 54 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 54 年 7 月から同年 8 月までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、給与明細書等によれば、請求期間のうち昭和 54 年 6 月は厚生年金保険

料の控除がないこと、昭和 54 年 9 月は事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9 万 8,000 円）がオンライン記録の標準報酬月額（9 万 2,000 円）を超えるものの、報酬月額（9 万 4,300 円）に見合う標準報酬月額（9 万 2,000 円）はオンライン記録の標準報酬月額と同額であること及び昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 5 月までの期間は、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（6 万 8,000 円）はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実在即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、上述のとおり、昭和 54 年 9 月から昭和 55 年 4 月までは給与明細書等に通勤手当の記載がない上、ガソリンチケットの支給を確認できる資料がないものの、給与明細書等により、請求期間のうち昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 6 月 1 日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる昭和 54 年 7 月の通勤手当を含む報酬月額に基づき決定される標準報酬月額は、10 万 4,000 円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 5 月までの標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、上述の昭和 54 年 10 月から昭和 55 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800027号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800025号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成17年12月5日の標準賞与額を10万円から100万円に訂正することが必要である。

平成17年12月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月5日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

請求期間について、A事業所から100万円の賞与が支給されていたが、国に記録されている標準賞与額は10万円となっている。賞与の明細書を提出するので年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者のA事業所における平成17年12月5日の標準賞与額については10万円と記録されているところ、請求者の所持する給料支払明細書(17年下期賞与)、事業主の回答及び陳述により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準賞与額10万円を超える賞与(100万円)の支払を受け、標準賞与額100万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間については、給料支払明細書(17年下期賞与)において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額により、平成17年12月5日の標準賞与額の記録を10万円から100万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険

料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、年金事務所が保管している請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額と厚生年金保険の記録における標準賞与額が一致していることから、事業主から賞与額を 10 万円として厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の訂正後の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800004号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで

私は、A事業所を昭和59年9月30日付けで退職したが、年金記録を確認したところ、同事業所における資格喪失年月日は昭和59年9月30日とされている。本来ならば、資格喪失年月日は昭和59年10月1日となるはずであるので、請求期間について、厚生年金保険被保険者として、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、B事業所(以下「C事業所」という。)から提出された請求者に係る労働者名簿及び当該事業所の事務担当者の陳述により、請求者が請求期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者の退職年月日は昭和59年9月29日、資格喪失年月日は昭和59年9月30日と記載されており、当該資格喪失年月日は請求者のA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、C事業所は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、当該事業所の事業主及び上述の事務担当者は、厚生年金保険料は翌月控除であり、月の末日に退職した者の最後の給与からは退職月に係る保険料を控除しないことを定例の取扱いとしており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述しているところ、請求者は、給与明細書等の資料を保管していないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700468号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800023号

第1 結論

平成11年6月1日から平成13年8月12日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年6月1日から平成13年8月12日まで
請求期間について、A社で夫と同じように勤務していたにもかかわらず、私だけ厚生年金保険の記録がなく、請求期間の一部期間が国民年金の記録となっている。厚生年金保険の記録ではなく、国民年金の記録となってしまったのは、行政側に誤りがあったからだと思うので、調査して、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の事務を承継しているB社の事業主である請求者の夫は、請求者は請求期間も自分と同じようにA社に勤務していた旨陳述しているものの、当該期間に係る勤務簿、賃金台帳等は保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る勤務実態、給与額及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求期間のうち、平成11年6月8日から平成12年3月6日までの期間及び平成12年4月5日から同年5月1日までの期間については、請求者は失業等給付(基本手当)を受給していることが確認でき、当該期間に勤務していたとは推認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求者はA社の関連会社であるC社に係る厚生年金保険被保険者資格を平成11年6月1日に喪失し、同日付けで健康保険の任意継続被保険者となっていたことが確認できる上、請求期間の一部を含む平成12年6月13日から平成14年9月1日までの期間については、夫の被扶養者になっていたことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、請求期間のうち、平成11年6月1日から平成12年9月1日までの期間については、請求者は国民年金の任意加入被保険者となっていることが確認できる上、請求者から提出された国民年金保険料領収書によると、請求者は当該期間にかかる国民年金保険料を納付していることが確認

できる。

なお、請求者は行政側の誤りで請求期間の厚生年金保険の記録がなくなり国民年金の記録となってしまった旨主張しているものの、C社に係る厚生年金保険の資格喪失年月日、雇用保険の失業等給付（基本手当）の受給資格決定年月日、健康保険の任意継続及び国民年金の任意加入の資格取得年月日は、すべて平成 11 年 6 月 1 日となっている上、当該一連の事務処理は請求者の申出又は事業主の届出に基づいて行われることから、行政側の事務処理に誤りがあったとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。